

USPTO が 2006 年度版の年報を公表  
～06 年度は記録更新の年と総括～

2006 年 11 月 29 日  
JETRO NY 澤井、中山

今般、米国特許商標庁 (USPTO) は、2006 年度版の年報として「Performance and Accountability Report for Fiscal Year 2006」<sup>1</sup>を公表した。以下、概要を記す。

I. 概観

○デュダス長官メッセージ

デュダス長官は、「06 年度は記録更新の年 (record-breaking year)」と総括<sup>2</sup>。特に、審査の質、生産性、電子出願、雇用等において 06 年度 (05 年 10 月 1 日～06 年 9 月 30 日) は記録更新の年であったと強調している。

(1) 審査の質

同長官は、出願件数が増加する中であって、審査の質を示す一指標として、特許審査エラー率 (Patent Allowance Error Rate)<sup>3</sup>が、過去 20 年間で最も低い数値 3.5% (前年度 4.6%) を記録したと強調。商標審査エラー率 (Final Action Deficiency Rate) も 3.6% (前年度 5.9%) と記録的な改善を示しているとしている (表 1)。

(2) 出願件数、審査期間

06 年度の特許出願件数 (意匠特許 design patent を除く) は、約 42 万件 (対前年度比 8.7% 増)、意匠特許出願件数は約 2.6 万件 (対前年度比 2.1% 増)、商標登録出願件数は約 28 万件 (対前年度比 6.7% 増) と、何れも前年度の出願件数を上回った。

最終審査件数についても、特許が約 31 万件 (対前年度比 10.9% 増)、意匠特許は約 2.3 万件 (対前年度比 17.2% 増)、商標は約 26 万件 (対前年度比 24.6% 増) と大幅に前年度を上回った。

一方で、特許の平均要処理期間は 31.1 月 (前年度 29.1 月)、依然として出願件数が最終審査件数を上回る構造に変化はなく、特許の審査期間は一層長期化の様相を呈している。商標審査は、18.0 月 (前年度 19.6 月) と若干の改善が見られるところ。

<sup>1</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/2006/2006annualreport-2.pdf>

<sup>2</sup> 昨年の長官メッセージは「模倣品海賊版対策」を強調。

<sup>3</sup> エラー率の定義は、[2006 年 4 月 10 日付け知財ニュース「USPTO における審査の質向上に向けた取り組みについて」](#) 第 2 頁(2-1)参照。

### (3) 特許審査官大量採用

同長官は、当初目標を大幅に上回る 1,200 人の特許審査官を採用し、記録的なものと強調。また、新たな研修スキームの導入や、出願が高度複雑化する中、優秀な職員を採用・維持すべく給与体系の改善を紹介。在宅勤務の拡充についても触れる。

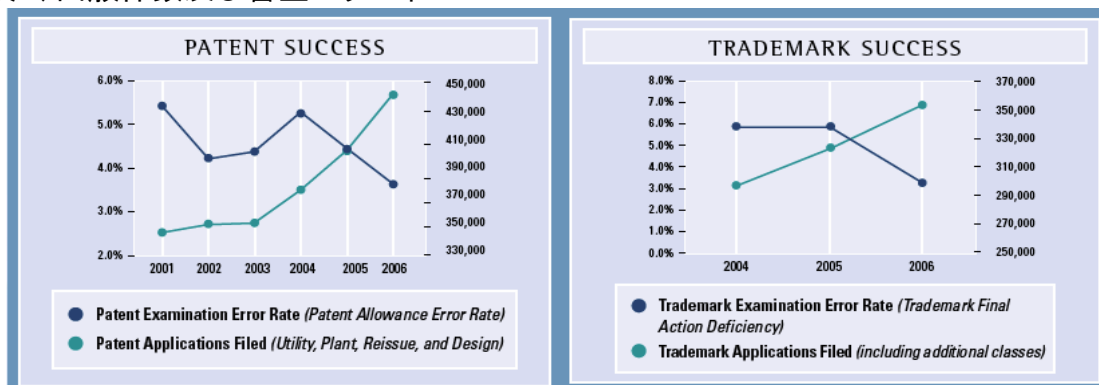
### (4) 電子出願

同長官は、特許の電子出願率が、本年 3 月の新電子出願システムの稼働により 1.5% から 33% へと劇的に増加したことを強調。商標についても 94% (前年度 88%) と高い水準で推移。

### (5) 国際問題

同長官は、STOP! イニシアティブの一環として、他省庁や産業界との連携を紹介。他国・国際機関との連携としては、商標法に関するシンガポール条約採択に際しての先導的役割、模倣品海賊版対策、外国政府職員等への知財アカデミーでの啓発事業、ブラジル、中国、エジプト、インド、タイへの知財専門家派遣を強調。

(表1) 出願件数及び審査エラー率



(出所: USPTO 2006 年報)

## II. 予算及び定員

### (1) 予算

06年度の予算額は歳出予算法上、1,683,086千ドル(約1,950億円)を上限としており、1,554,754千ドル(約1,800億円)を上限とした前年度の歳出予算額より1.3億ドル(約150億円、対前年度比8.3%増)の大幅増加となっていた。なお、本年報には掲載されていないが、2007年度歳出予算法案(現在、上院本会議審議待ち)において、2007年度の予算額は1,771,000千ドル(約2,050億円)とされている。<sup>4</sup>

(単位:千ドル)

	04年度	05年度	06年度	07年度
歳出予算額	1,222,460	1,554,754	1,683,086	(1,771,000)

(注)05年度以降は料金改定後の現行手数料が反映されたもの。07年度は現時点の歳出法案の額。

### (2) 定員

定員に関しては、歳出予算増に伴い、各職員数に相当数の増員が見られる。とりわけ06年度は過去最高の1,218名の特許審査官を採用した。USPTOは07年度も、引き続き1,200名規模の新規採用を計画している。

	04年度	05年度	06年度	増減(05-06)
政府職員(federal employees)	6,816	7,363	8,189	+826
うち特許審査官	3,681	4,177	4,779	+602
うち意匠審査官	72	81	104	+23
うち商標審査官	286	357	413	+56
契約職員(contract employees)	3,600	3,687	3,817	+130

<sup>4</sup> 1米ドル=116円で換算。

### Ⅲ. 出願及び審査実績

#### (1) 特許

特許の出願件数は 417,819 件(前年度 384,228 件)で対前年度比 8.7%の増加。また、特許発行件数は 164,115 件(前年度 152,088 件)であった。

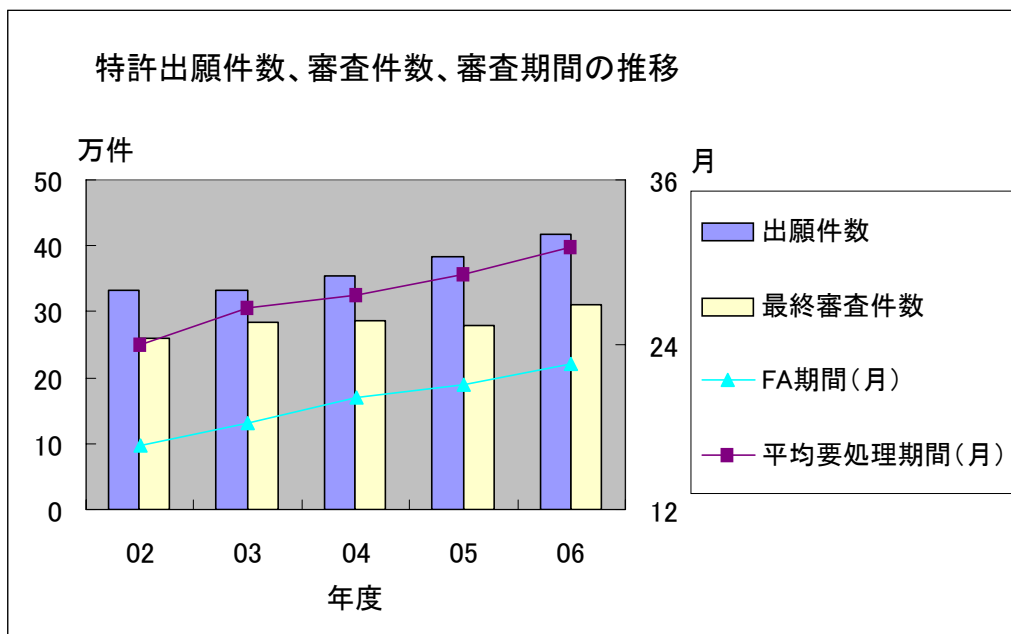
USPTO の最終審査件数も 309,689 件(前年度 279,345 件)で対前年度比 10.9%の増加に転じた。

但し、FA 期間は 22.6 月(前年度は 21.1 月)、平均要処理期間は 31.1 月(前年度は 29.1 月)と引き続き長期化傾向を示している(表2)。コンピュータ関連分野(44.0 月、前年度 43.5 月)、通信分野(42.9 月、前年度 42.3 月)、バイオ及び有機化学分野(34.4 月、前年度 32.3 月)等では、特に審査期間の長期化が深刻なものとなっている(表3)。

(表2)特許出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
出願件数	333,688	333,452	355,527	384,228	417,819
最終審査件数	260,245	284,470	287,188	279,345	309,689
FA 期間(月)	16.7	18.3	20.2	21.1	22.6
平均要処理期間(月)	24.0	26.7	27.6	29.1	31.1

(注)植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、06年度は暫定値。



(表3)分野別平均要処理期間(月)

年度	02	03	04	05	06
テクノロジーセンター(TC)					
平均特許審査期間	24.0	26.7	27.6	29.1	31.1
TC 1600- Biotechnology & Organic Chemistry	25.5	27.8	29.9	32.3	34.4
TC 1700- Chemical & Materials Engineering	25.5	26.6	27.6	29.7	32.1
TC 2100- Computer Architecture, Software, & Information Security	36.3	38.0	41.1	43.5	44.0
TC 2600- Communications	34.9	39.0	40.5	42.3	42.9
TC 2800- Semiconductor, Electrical, Optical Systems, & Components	23.2	23.9	23.9	24.9	25.4
TC 3600- Transportation, Construction, & Agriculture	22.1	23.5	24.1	26.9	29.6
TC 3700- Mechanical Engineering, Manufacturing, Products & Design	21.8	23.7	24.1	26.3	28.2

(注) 審査期間は最新の出願日を基に計算。植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。  
"USPTO Performance and Accountability Report" 02年版～06年版を基に作成。

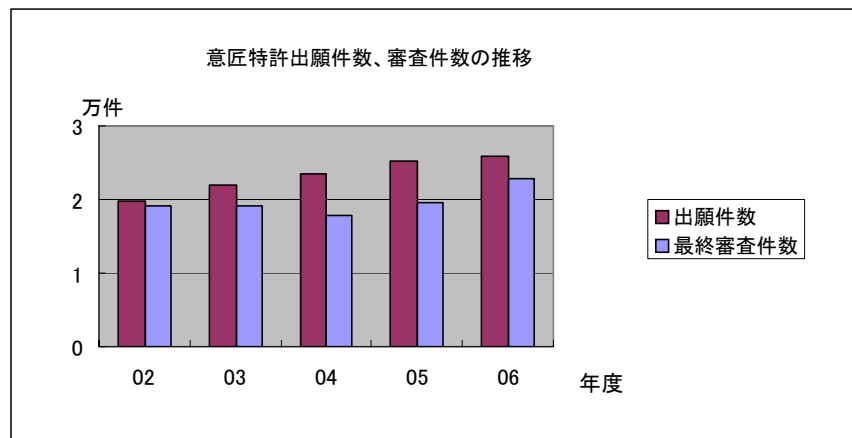
## (2) 意匠

意匠特許の出願件数は 25,833 件(前年度 25,304 件)となり対前年度比で 2.1% の増加。意匠特許発行件数は 19,072 件(前年度 13,395 件)、最終審査件数は 22,846 件(前年度 19,493 件)で対前年度比 17.2% の大幅増となった(表4)。なお、審査期間を示唆する統計は発見できない。

(表4)意匠特許出願件数、審査件数の推移

年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
出願件数	19,706	21,966	23,457	25,304	25,833
最終審査件数	19,052	19,165	17,733	19,493	22,846

(注)06年度は暫定値

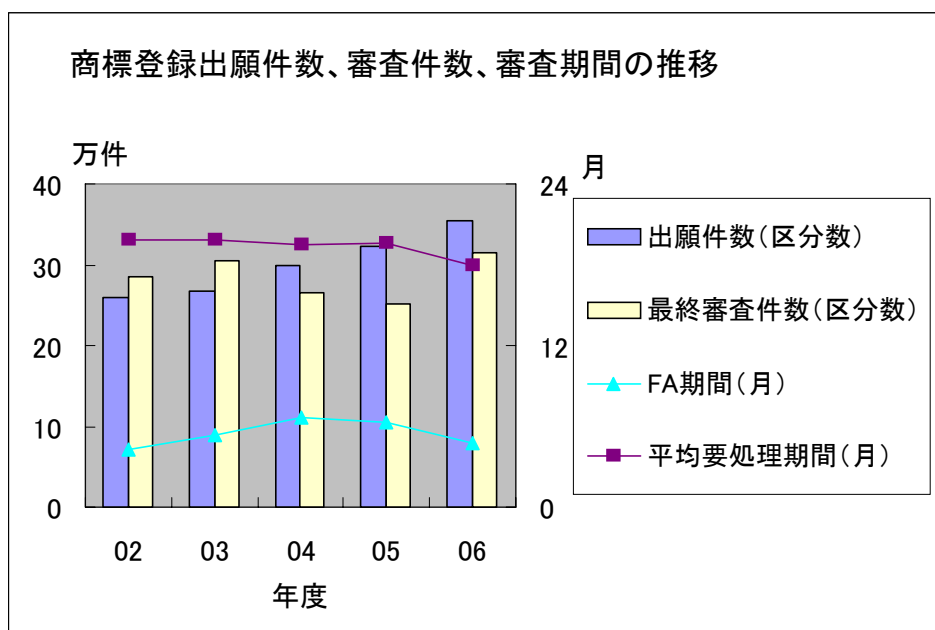


### (3) 商標

商標登録の出願件数は 275,790 件(前年度 258,527 件)で対前年度比 6.7%の増加。また、商標登録件数は 147,118 件(前年度 112,495 件)であった。最終審査件数(出願件数ベース)は 256,002 件(前年度 205,378 件)で対前年度比 24.6%の大幅増となった。FA 期間は 4.8 月(前年度は 6.3 月)、平均要処理期間は 18.0 月(前年度は 19.6 月)となっている(表5)。

(表5) 商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	02 年度	03 年度	04 年度	05 年度	06 年度
出願件数	207,287	218,596	244,848	258,527	275,790
出願件数(区分数)	258,873	267,218	298,489	323,501	354,775
最終審査件数(区分数)	284,559	305,040	265,922	252,275	315,783
FA 期間(月)	4.3	5.4	6.6	6.3	4.8
平均要処理期間(月)	19.9	19.8	19.5	19.6	18.0



#### IV. 日本発の出願及び登録状況

06年度、米国における外国居住者による出願及び権利取得状況は表6、7の通り。なお、06年度の各国別の特許出願件数は、12月に公表される予定。

外国居住者による出願の米国における特許取得件数は総計で87,013件、全体(183,187件)の約48%を占める。その内、日本発の出願に係る特許取得件数(意匠特許含む)は圧倒的であり、36,481件と全体の約20%、昨年に引き続き第1位。

商標では、日本からの出願件数は第5位、登録件数は第4位となっている。

(表6)特許出願、登録件数上位5カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	06年度	05(順位)	国名	06年度	05(順位)
1	日本	N/A	73,250(1)	日本	36,481	34,079 (1)
2	ドイツ	N/A	21,598(2)	ドイツ	10,083	10,502 (2)
3	台湾	N/A	17,933(3)	台湾	7,356	6,311 (3)
4	韓国	N/A	16,643(4)	韓国	5,835	4,811 (4)
5	カナダ	N/A	9,114(5)	イギリス	3,978	3,744 (5)
	総計	N/A	191,060	総計	87,013	80,245

(注)06年度の出願件数(暫定数値)は12月に公表される予定。特許の件数には意匠特許が含まれる。

(表7)商標登録出願、登録件数上位5カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	06年度	05(順位)	国名	06年度	05(順位)
1	ドイツ	9,896	8,146 (1)	ドイツ	3,866	2,583 (2)
2	カナダ	8,337	7,730 (2)	カナダ	3,562	2,917 (1)
3	イギリス	7,557	6,273 (3)	イギリス	2,384	1,777 (4)
4	フランス	4,843	4,555 (5)	日本	2,197	1,821 (3)
5	日本	4,705	4,824 (4)	フランス	2,055	1,360 (5)
	総計	71,551	60,995	総計	27,592	19,968

(了)